

「暫定版」における注意事項

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」は、令和 3 年度までに「沖縄島編」、「八重山編」、「宮古・久米島編」、「沖縄島周辺離島編」の 4 編の作成を予定しており、現在、各編について順次情報収集、調査、解析を進めているところである。このたび一連の作業が完了した沖縄島編について、県民の皆さまにいち早くお届けするために【暫定版】を公開する。

暫定公開である理由は、本指針の中核である生物多様性の解析評価手法の特性上、各島毎の解析ではなく、本県全体での解析を行う必要があるためである。また、事業期間中に追加されたデータを加えることで、より解析精度を高めることが想定されている。このような事業デザインのため、今回の沖縄島編【暫定版】に掲載された情報は暫定的なものであり、今後八重山等の情報が加わることで最終版策定まで毎年更新される。なお、本県全体で解析を行っているため、本編で対象としない地域の解析結果等が図表に示されている場合がある。

本指針【暫定版】については、上記の事項についてご理解いただき、本県全体の解析が完了し、最終版（令和 3 年度末を予定）が策定されるまでは、引き続き「自然環境の保全に関する指針」（沖縄県 1998～2000）を参照いただきたい。

6. 環境配慮方針

(1) 目的

環境配慮方針は、各環境カルテの記載内容のうち、特に配慮すべき情報を概要的にとりまとめ、各地域での保全・再生等の取組を促進するために、環境配慮の方向性を示すことを目的としたものである。

(2) 記載方法

環境配慮方針の記載については、県全体で同質の記載になるよう、下記の記載条件を GIS データから自動判別し作成した。

(陸域の記載条件)

- ①総合評価ランク (タイプ)
- ②特に留意すべき分類群 (保全優先度の高い分類群)
- ③保護区等の設置状況 (国立公園、鳥獣保護区特別保護地区、ラムサール条約湿地、天然記念物等)
- ④特異な自然環境 (自然林、溪流環境、マングローブ林、特異な地形地質の分布)
- ⑤重要種の分布 (種の保存法、天然記念物、絶滅危惧種、特定植物群落)

(海域の記載条件)

- ①総合評価ランク (タイプ)
- ②特に留意すべき分類群 (保全優先度の高い分類群)
- ③保護区等の設置状況 (国立公園、鳥獣保護区特別保護地区、ラムサール条約湿地等)
- ④特異な自然環境 (自然海岸、重要サンゴ群集 (沖縄県、WWF)、特異な地形地質、ウミガメ産卵箇所)
- ⑤重要種の分布 (種の保存法、天然記念物、絶滅危惧種)

(3) 環境配慮方針の作成例

環境配慮方針の一例を参考に示す。

なお、保全優先度や総合評価ランクは「第2章-5.3. 今後の分析計画と制限事項」で示したように令和3年度末に最終版の公表を行うことから、それまでの間、環境配慮方針は「自然環境の保全に関する指針」(沖縄県 1998~2000)を参照いただきたい。

(陸域の環境配慮方針例)

原生的な自然が広がる本地域において、生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が高い区域である。

特に哺乳類、爬虫類、両生類については、種多様性及び希少性、いずれの観点からも保全優先度が高い。

大径木が生育する自然林、森林内を流れる溪流環境、亜熱帯の感潮域に特徴的なマングローブ林が分布している。

天然記念物指定の動物など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧種が生息・生育する可能性があり、保全上重要な特定植物群落が分布しており、保全への配慮が求められる。

(海域の環境配慮方針例)

自然海域が広がる本地域において、生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が高い区域である。

特に沿岸魚、海草藻類については、種多様性及び希少性、いずれの観点からも保全優先度が高い。

陸から海が連続する自然海岸が一部に残されている。沖縄県選定の重要なサンゴ礁海域、ウミガメ類が産卵のために上陸する可能性のある砂浜が分布しており、これら沿岸環境の保全への取組が求められる。

天然記念物指定の動物など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧種が生息・生育する可能性があり、保全への配慮が求められる。